

令和 6 年 第 11 回茅野市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 11 月 27 日(水) 午後 2 時 30 分～午後 4 時 00 分

2. 開催場所 茅野市役所 議会棟 大会議室

3. 出席委員 27 名

農業委員 (18 名)

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
18	会 長	牛山 義登	8	委 員	柳澤 圭吾
17	会長代理	小林 修治	9	委 員	前田 ちひろ
1	委 員	宮澤 あゆみ	10	委 員	矢島 平一
2	委 員	白鳥 誠司	11	委 員	吉田 秀史
3	委 員	矢島 勝秀	12	委 員	堀内 友恵
4	委 員	小平 開	13	委 員	篠原 朋夫
5	委 員	宮坂 直治	14	委 員	小池 正雄
6	委 員	伊藤 利幸	15	委 員	濱 惣一
7	委 員	渡邊 公人	16	委 員	田村 和己

農地利用最適化推進委員 (9 名)

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
19	委 員	細川 光夫	24	委 員	竹村 俊治
20	委 員	宮崎 博人	25	委 員	帯川 孝男
21	委 員	小林 正一	26	委 員	牛山 浩文
22	委 員	有賀 宣尚	27	委 員	戸田 広史
23	委 員	島立 雄幸			

4. 欠席委員 0 名

5. 議事日程

第1 農業委員会長招集あいさつ

第2 主要会務報告について

第3 議事録署名委員の選任(16 番:田村和己、1 番:宮澤あゆみ)

第4 総会の公開について

第5 審議

議案第 51 号 農地法第 3 条の規定に依る許可申請について(10 件)

議案第 52 号 農地法第 5 条の規定に依る許可申請について(6 件)

議案第 53 号 農用地利用集積計画(貸借権設定)の決定について
(109 件)

議案第 54 号 農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
(1 件)

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 鎌倉 亮
事務局次長 五味 義人
主 任 和氣 高史

7. 会議の概要

会長代理	皆さん大変お疲れ様でございます。定刻となりましたので、これより令和6年度茅野市農業委員会第11回の総会を開催いたします。よろしくご審議お願いいたします。 それでは総会の開会に先立ちまして、本日の成立宣言を行います。本日は欠席者ゼロということで、この総会は成立することを宣言いたします。 それでは次第に従いまして、1.農業委員会会長招集あいさつ、ということで会長よりお願いします。
1. 農業委員会会長招集あいさつ	
会長	どうも皆さんこんにちは。時期的にえびす講、新嘗祭と、1年の五穀豊穡、また商売繁盛に感謝するということで各地区でのそれぞれの行事がだんだんに終わっていく、そんな時期になったかと思います。また先日は第70回長野県農業委員会大会ならびに茅野市農業委員会研修視察に参加いただきありがとうございました。晩秋から初冬に向けて、移り行く錦秋の信濃路を鑑賞しながら、ご多用の中でしたが、ご参加いただきありがとうございました。 1日目の記念講演の中での新潟県、上越市の有限会社グリーンファームの保坂代表者さん、また2日目の飯島町田切農産の紫芝さん。お2人に共通していることは、皆さんもご理解いただけたかと思いますが、荒廃していく農地や、もうさびれてしまう農村集落、これを何とかしなければいけないということで、地域貢献型の法人を立ち上げようという強い気持ちのもとに繋げてきたということで、大変なご苦勞があったとの説明がありました。この先も農業経営者を支えながら、次世代につなぐ地域の形づくりについてどうしたらいいかということを懸念しているお2人方だったかと思います。 今私たちの置かれている茅野市においても、各農家における個別経営の農業にはもう限界が近づいている、そんな経営体が多く見られております。このまま農地が荒れていく状況を受け入れてしまうのか、それとも何とかしよう

	と少しでも奮い立っていくのか。現在進めている地域計画策定に向け、協議の場や座談会において、先進地の事例を周囲の農村集落に置き換えながら、計画の必要性に理解を深めていただくことで、1人でも多くの納得者が増えていくことが望ましい農村の形、また求める農村集落の風景に繋がると、そんなふうに思っております。 私たちはこの2日間で、自分たちの集落や地域に合ったヒントを得ることができました。これから、これらを身近な場面でのタイミングでどのように生かしていくのか、農地所有者にどう伝えていったらいいのかということも、我々のこれからの実践活動になってくると思います。 残された4ヶ月間の活動の中でその辺を推し進めながら未来ある農業環境づくり、ご尽力いただければと思います。後程、地域計画についての説明もあろうかと思いますが、日に日にいろんなことが変わっていった、情報がどんどん入ってくるので、それらをまとめて進めていただければいいかなと思います。これからストーブリーグに入っていきますので、1人でも多くの方と話をする機会を作っていただけたらと思います。話はとどめませんが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
会長代理	ありがとうございました。 続きまして主要会務報告についてということで、引き続き、牛山会長お願いします。
2. 主要会務報告について	
会長	(主要会務の報告)
3. 議事録署名委員の選任	
会長代理	続きまして、本日の議事録署名委員の選任を行います。本日は16番の田村和己さん、1番の宮澤あゆみさんよろしくお願いいたします。 それでは、総会の公開についてということで、会長よろしくお願いいたします。
4. 総会の公開について	
会長	本日の審議事項は事前にお知らせしております通り、農地法による許可申請は3条10件、5条6件となっております。 また、農用地利用集積計画の賃貸借設定が109件、一括方式が1件となっております。 審議内容については個人的な情報が入っていますが、会議は原則公開として進めたいと思いますが皆さんにお諮りいたします。 公開としてもよいと判断される委員さんは挙手願います。 (全員挙手) 全員賛成ということですので、本日の総会は公開で進めていきます。 (傍聴者なし)

5. 審議	
議長	それでは審議の方を進めさせていただきます。スムーズな審議にご協力をお願いいたします。早速ですが審議事項第 51 号、農地法第 3 条の規定による許可申請から順次、事務局より説明願います。
次長	【申請番号 1 について議案書をもとに朗読】
議長	続いて地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。
15 番委員	11 月 22 日に、飯島町の視察の後、宮川地区委員 4 名で現地調査を行いました。申請地ですが、宮川新井区の中央道側道の、国道沿いになります。ただ、これは 3 条の申請ですので、受人が 93 歳という高齢で実際耕作ができるのかなと思っておりましたが、ちょうど受人の息子さんと会うことができ、実際には 60 代の息子さん耕作するということで、今回の申請は問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 1 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 1 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 2 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 2 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
27 番委員	11 月 22 日、宮川地区 4 名で、現地を確認してまいりました。場所については案内図 3-2 にありますように、西茅野公民館から山手の方に上がって約 300 メートルのところにあります。申請地の隣に住む親子さんが、自給的農業で畑として野菜を作るといことです。申請内容等特に問題ありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見がある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 2 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 2 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 3 について説明をお願いします。

次長	【申請番号 3 について議案書をもとに朗読】
議長	続いて地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。
27 番委員	11 月 22 日、宮川地区 4 名で、現地を確認してまいりました。現状は、古いビニールハウスが残っていましたが、すでに大根等植え付けがされていました。申請内容等確認しましたが、特に問題ありませんでした。ご審議よろしくをお願いいたします
議長	これより質疑に入ります。ただ今の担当地区委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 3 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 3 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 4 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 4 について議案書をもとに朗読】
議長	続いて地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。
19 番委員	11 月 23 日に玉川地区委員 3 名で現地調査を行いました。申請地は案内図 3-4 をご覧ください。渡人は申請地を農業用に購入しましたが耕作できず、現在まで耕作放棄地となっていたところ、隣地の別荘地所有者から家庭菜園用に譲ってほしいとの話があり、快諾しています。受人は現在県外に在住していますが、当該土地隣の家をセカンドハウスとして購入しました。家庭菜園用の農地を探していたところ、現地が休耕地になっていたため、交渉したところ快諾いただけたということです。現地を確認したところ、雑草が生い茂っておりますが、機械で耕せば畑として復旧できるレベルでした。受人は毎週末に来て野菜やブルーベリーの家庭菜園に従事するというので、地元区にもすでに入区済みです。現在地域との交流もあり、地域の農家から農業指導を受けながら家庭菜園を始めるそうです。また今後耕作機械も購入予定で、地域の慣習や防除基準に従い地元住民との調和を保った農業を行いたいと考えているということです。この譲渡は問題ないと見てまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただ今の担当地区委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 4 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

	(賛成多数) 賛成多数により、申請番号 4 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 5 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 5 について議案書をもとに朗読】
議長	続いて地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。
22 番委員	11 月 20 日、泉野地区委員 4 名で現地調査を行いました。まず最初に案内図 6 ページの案内図をご覧ください。申請地は下槻木の東側にある神社から北側へ約 50 メートルに位置する農振農用地で、現況は水稻が作付けされていました。続いて案内図 5 ページの方ですが、こちらの申請地は先ほどのところからさらに北へ 300 メートルに位置する農振農用地で遊休農地でありました。渡人は申請地を相続しましたが耕作困難、受人は農地を取得し、規模拡大をしたいということです。機械、技術等見ても問題ないことから、許可要件を満たしており、この売買は問題ないと見てまいりました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただ今の担当地区委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 5 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 5 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 6 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 6 について議案書をもとに朗読】
議長	続きまして担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
6 番委員	11 月 20 日、泉野地区委員 4 名で現地調査を行いました。案内図 3-6 にありますように、地図右側下にある申請地は区内南側に位置する畑で、野菜が栽培されています。もうひとつはここより北西 200 メートルに位置する田んぼで、今年のかぼちゃが作っていました。譲渡人は、親戚の方ですが県外在住で高齢、遠方のため耕作困難です。受人は実家が近く、現在は市外に在住ですが、近いうちに地元に住居を構える予定です。 作付けは、受人の親と祖父母が以前より借りて水稻、花、野菜を耕作しており、引き続き行います。農機具や軽トラックも所有しており、受人も忙しいときは農作業を行っています。この申請については問題ないと見てまいりましたので、ご審議をよろしく願いいたします。
議長	それではこれより質疑に移ります。担当地区委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。

	(意見等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 6 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 6 は原案通り決定いたします。
議長	次に申請番号 7 についてお願いします。
次長	【申請番号 7 について議案書をもとに朗読】
議長	続きまして担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
26 番委員	11 月 24 日、湖東地区委員 3 名で現地を確認しました。案内図 3-7 にありますように、申請地は湖東新井集落北側にあります。渡人が死亡して、相続人が誰もいないので、元々耕作していた受人が取得することとなりました。機械、労働力、経験などの要件を満たしておりますので、この所有権移転が問題ないと見てまいりました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	それではこれより質疑に移ります。担当地区委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (意見等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 7 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 7 は原案通り決定いたします。
議長	次に申請番号 8 についてお願いします。
次長	【申請番号 8 について議案書をもとに朗読】
議長	続きまして担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
8 番委員	11 月 23 日北山地区委員 3 名で現地調査を行いました。案内図 3-8 をご覧ください。申請地は湯川集落北側に位置する農地です。渡人は耕作困難のため、贈与による所有権移転を希望。受人は経営規模拡大のため、土地を取得し、渡人の希望に応えたいと考えています。夏の農地パトロールのときは草も伸び荒れた状態でしたが、今回の調査時には全体に草刈りがされておりました。機械、労働力等を確認し、許可要件をすべて満たしていることからこの所有権移転は問題ないと見てまいりました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	それではこれより質疑に移ります。担当地区委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (意見等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。

	申請番号 8 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 8 は原案通り決定いたします。
議長	次に申請番号 9 についてお願いします。
次長	【申請番号 9 について議案書をもとに朗読】
議長	続きまして担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
7 番委員	11 月 23 日に北山地区委員 3 人で現地調査を行いました。位置図 3-9 でありますように、申請地は柏原区の北部に位置します。渡人は仕事が忙しく耕作することができません。耕作放棄地にならないかと危惧していたところ、申請地の近くの受人が耕作を申し出てくれました。受人は近いところでもう少し耕作地が欲しいと思っていました。自宅近くにあり、耕作しやすいと思われます。現地を確認しましたら、通勤距離、労働力、地域の関係のその他問題ありません。この所有権移転は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	それではこれより質疑に移ります。担当地区委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (意見等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 9 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 9 は原案通り決定いたします。
議長	次に申請番号 10 についてお願いします。
次長	【申請番号 10 について議案書をもとに朗読】
議長	続きまして担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
7 番委員	11 月 23 日に北山地区 3 人で現地調査を行いました。位置図 3-10 にありますように、申請地は芹ヶ沢西交差点の南の方に位置しております。渡人は高齢で管理することができません。もう何年も前から耕作を頼んでおりました。受人は、耕作地が近くにあり、耕作しやすいと思われます。現地を確認いたしましたが、通勤距離、機械、労働力、地域との関係に問題はありません。この売買に問題はないと見てまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	それではこれより質疑に移ります。担当地区委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (意見等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。

	申請番号 10 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 10 は原案通り決定いたします。
議長	それでは続きまして議案第 52 号、5 条の許可申請に移っていきます。申請番号 1 から説明をお願いします。
次長	【申請番号 1 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
15 番委員	11 月 22 日に、宮川地区委員 4 名で現地調査を行いました。申請地は先程の 3-1 の南側になります。受人の方の隣地になりまして、申請地は 18 坪と狭小で三角地のため、遊休農地となっていたところ、受人より家財道具が増えたが住宅敷地が狭いため、申請地に倉庫を建てたいとの相談があり、売却するということです。この申請は問題ないと見てまいりました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さん、および事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 1 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 1 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 2 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 2 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
27 番委員	11 月 22 日に、宮川地区委員 4 名で現地調査を行いました。申請地は目の前が公園になっていて、現況は田ということですが、活用していない状況でした。事務局からもありましたが、渡人は遠方に居住、受人は不動産業を営んでおり、2 階建ての貸付住宅を建てるとことです。申請内容等を確認しましたが問題ございませんので、この申請は問題ないと見てまいりました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 2 番について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

	(挙手多数) 賛成多数により申請番号 2 は原案の通り決定いたします。
議長	続まして申請番号 3 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 3 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
6 番委員	11 月 20 日、泉野地区委員 4 名で現地調査を行いました。案内図 5-3 にありますように、申請地は JA 泉野支所より北東 500 メートルのところに位置しております。受人は、農地所有者の息子で、現在市内のアパートに暮らしていますが、家族が増えて手狭となり、候補地を探していましたが、良いところがなく、実家横の農地に住宅を建築したいと考えています。譲渡人である父は、子の要望に応じたいということです。転用地の被害防除措置については、雨水排水は地下浸透、農業用水路の機能に関する措置は、申請地南の用水路に影響を及ぼさないように工事を行う。汚水は公共下水道に接続する。周辺農地について、南側は父の所有の田、東側は隣接農地所有者の家庭菜園であり、説明済みです。隣接地より適切な間隔をあけて住宅を建築するので、日照通風の影響は軽微だと思われます。この申請について問題ないと見てまいりましたので、ご審議をよろしくお願いします。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 3 番について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 3 番は原案の通り決定いたします。
議長	続まして申請番号 4 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 4 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
12 番委員	11 月 24 日、湖東地区委員 3 名で現地を確認しました。譲渡人 2 名は遠方に居住し耕作困難で困っていたところ、受人からの要望があり、売買に応じました。被害防除措置も適切で、隣接地区の区民にも説明済みです。ご審議よろしくお願いします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。
14 番委員	これは、太陽光で売電に関してはどうなっていますか。FIT でいくのか、あるいは PPA でいくのか。
事務局	FIT で、固定価格買取制度でやります。これについては環境課から聞いて

	いるんですけれども、すでに 2018 年には申請を取っていましたが、ずっと眠らせていた FIT 案件で、ただ、環境課の方では、始末書案件にはなっています。ということかということ、FIT の申請をする前に茅野市の環境課の方に条例の事前協議をしなかったということが違反になります。これについては始末書を環境課に提出して、処理を新規として事前協議から届出まで、届出というのは地元への説明の議事録を付けて、解消した後に着手したいということでした。
14 番委員	そうですね今の説明でわかりました。FIT とか FIP で、今の今年度あたりなのでやるととても大変な経営状況になる可能性もありますので質問させていただきましたが、2018 年とかそういった段階の価格で、FIT を使うということでしたら、経営的にもいいですので。私が心配していたのは、経営が成り立たないで荒れてしまうのをみすみす許可してしまったら大変だと思ったのですが、今の説明でそういう懸念は払拭されると思っております。今の段階だったら、業者の力があるんだったら、PPA で相当の高い価格で取引したら経営は成り立つという段階に至っていると思います。わかりました。どうもありがとうございました。
事務局	補足と言いますか、訂正なんですけれども、経産省に申請したのは 2021 年です。
14 番委員	3 年前ですか。3 年前ならまだ高かったですね。
事務局	11 円/kw です。
14 番委員	それくらいだったらいいですね。今 9 円ぐらいで年数が経つにつれてその補助額も落ちてくるというような形になってますので、それだったらいいと思います。わかりました。ありがとうございました。
議長	その他ありますか。 ないようですので採決に入ります。 申請番号 4 番につきまして原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 5 番は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 5 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 5 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
13 番委員	11 月 24 日、湖東地区委員 3 名で現地を確認しました。申請地は中村集落の北に位置する第二種農地で譲渡人は手不足で耕作困難、受入は中国資本の法人で、申請地に蓄電型の発電所を設置したいということです。蓄電の発電所と書いてあったのですが、安いときにバッテリーに蓄電をして置いて高くなった時に売る、それが蓄電で、発電所という名前がついている

	のは、10MW 以上になると法律上、蓄電型発電所という言い方になってくるということです。現地の確認をしたところ、隣接農地の所有者には転用の目的が説明されており、雨水排水は敷地内の地下浸透で施設による排水はなく、そのため被害防除の措置は問題がなくて、目的通り転用されても、問題ないというふうに見てまいりました。ただ、先ほどの事務局が言われたように、見てきた後で、見てきたときにはただその、バッテリーの下だけ基礎をつくってそれ以外のところは何もしないという申請でした。その後で全面コンクリートをやりますよっていうと、全然違ってきちゃう。これはもう来月回しの案件だと思っていましたら、また元通りになったと。そういうことなので、問題はないということしか言えないんだけど、これは事務局の方でもっときっちり確認してもらわないと。見た後で、いや実は違いましたっていうことになる、せっかく見て来たのに何もならない。行政書士なんかよく言われるんだけど、先に出したものと、後からできたものが違うんじゃ。どんな申請でも確定したところの書面じゃないと受け付けないというのが普通ですから。後で差し替えます、というのものもあるかもしれませんが。少なくとも私たちが見に行くときにはしっかりしたものができてから回してほしいと、そう思います。
次長	そうですね。書類の受理の際審査にあたっては十分に確認していくということを、特にこれが被害防除とかに直結しないような軽微なところであればさておき、十分に確認をしてまいりたいと思います。また申請者にそういったことをお伝えしてまいりたいと思います。申し訳ありません。
議長	ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。
14 番委員	今、蓄電型発電所っておっしゃいましたけど、事実確認ですけども、太陽光パネルは置かないで、蓄電池だけを置く施設をここにつくるということですか。それとも、太陽光パネルとセットで蓄電池も置くということでしょうか。
13 番委員	申請の図面等を見た限りでは、パネルを置くということはありません。バッテリーを置くだけです。どうしてこの場所にするかという、この近くに発電所、変電所かな、があるので高圧のものをバッテリーの中に入れることができる。もう一つは送電線で使って売ることができる。また、今回のバッテリーといった重たいものを持って行けるというような道に内側に隣接している。その3点で、この場所にするということだそうです。
14 番委員	わかりました。これやっぱり前の案件のときにも申しあげましたよね。今、要するに FIT 制度から次の段階の移行期に到達するわけであって、FIP 制度は中間のところ、今 PPA に変わってきているんですけども、PPA っていうのはどういうのかというと、発電業者が、自分で売り先を決めて、そこと相対で取引して売するという形です。この業者の場合は、やっぱり相当多くのところで太陽光発電をやっていて、自分の太陽光発電のグループの中で、この地

	域、この場所には、蓄電池を置くと。蓄電池を置いて、ここで自分のところで発電したものを貯めておいて、PPA なんかの場合、欲しい時間帯だけ高価格で売るといような形になりますので、それによって、太陽光発電で採算を取るための施設であるということです。だから今まで我々はこういう案件が出てきた場合には、太陽光パネルを置いてどうのこうのっていう形の議論をすればよかったんですけど、今回の件に関しましては、蓄電池を置くことが可かどうかということですね。このところ、5 条転用っていう、これをですね今我が国でも世界でもそうなんですが、特に FIT 制度をやっているヨーロッパや日本は次の段階に行くときに不可欠なところで、蓄電池を使っていくという最先端の取り組みなのだということは確かだと思います。皆さんの判断の基準として、事実事実として、発言させていただき私としては、このことについては、大丈夫じゃないのかなと。次の段階の先取りであって、この湖東地域というのは、太陽光発電で FIT が起こったときにはもうどんどん太陽光銀座みたいになっちゃって大変なことになったんだけど、そのあとの段階の、蓄電池段階の最先端の取り組みをここでまずやるということだと思います。以上です。
	はい。ありがとうございました。太陽光発電ですね、営農型も含めてですけど、今後ゼロカーボンということで進んでいく中で、農地で作物を作る、また農地として活用するよりは電気を生み出すということでの転用というのは今後増えてくる可能性があるということですが、施設を持ったところで農作物を育てるのに影響がない、そんなことで我々は判断していきたい、そんなふうに考えておりますので、よろしくお願いします。 その他に、質問等ある方、お願いします。 今お話がありましたが、新たな形の電気事業ということで捉えていきたいと思います。また、当初の申請書から一転二転あったようですが、最初の通り、申請通りでいくということでもあります。被害防除措置も問題ないだろうということのようですので、よろしくお願いします。
議長	それでは他に質問がないようですので採決に入ります。申請番号 5 番につきまして原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 5 番は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 6 について説明をお願いします。
議長	【申請番号 6 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
8 番委員	11 月 23 日、北山地区委員 3 名で現地調査を行いました。案内図 5-6 をご覧ください。申請地は湯川集落内北側に位置する第 1 種農地です。渡人は県外に在住で、昭和 57 年に相続しました。宅地と一緒に隣接する農

	地を売却したいと望んでいます。受人は県内に住んでいますが、宅地取得後隣接の農地を利用し、家庭菜園を行いたいと考えています。現地確認では家庭菜園可能な状態です。隣地農地との境界立会も進んでおり、今回の所有権移転は問題ないと見てまいりました。よろしくご審議をお願いします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。申請番号 6 番につきまして原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 6 番は原案の通り決定いたします。
議長	それでは続いて議案第 53 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」についてお願いします。事務局の方で説明をお願いします。
次長	【申請番号 1 から申請番号 26 について議案書をもとに一括で説明】
次長	なお9番ですけれども、こちらは取り下げという形の取り扱いをさせていただきます。確認をしたところ、渡人の方が提出日より前に亡くなっているということがわかりまして、再度形式を整えた上で再度提出をお願いしてまいりたいと思います。9番は取り下げという形でお願いいたします。
議長	ただいま申請番号 1 から申請番号 26 について議案書を一括で説明をしていただきました。これについて質問や意見のある方は挙手をお願いします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。議案第 53 号につきまして原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により議案第 53 号の利用権設定については原案の通り決定いたします。
議長	次に、議案第 54 号「農地利用集積計画(一括方式)について」について説明をお願いします。
次長	【申請番号 1 について議案書をもとに説明】
議長	ただいま事務局より説明がありましたが、質問等ありましたら挙手をお願いします。 (意見等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。申請番号 1 につきまして原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

	(挙手多数) 賛成多数により申請番号Ⅰは原案の通り決定いたします。
議長	以上で、本日の議案の審議事項は終了いたしました。それでは以上をもちまして、茅野市農業委員会第Ⅱ回総会を閉会いたします。

令和 6 年 11 月 27 日

議 長

委 員

委 員